

# 農林漁業への新規就業支援策

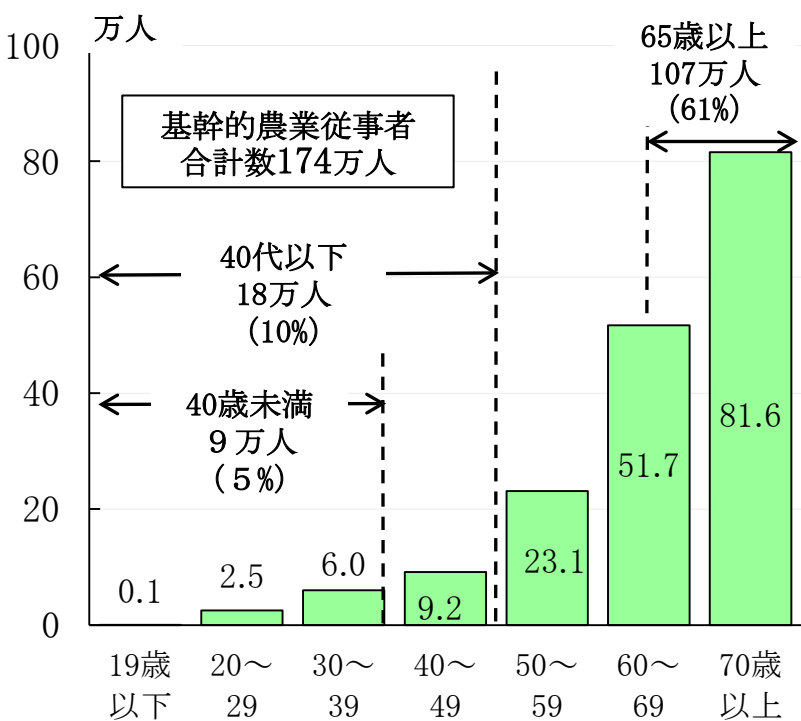
平成26年10月  
農林水産省

# 農業への新規就業支援策

# 我が国の農業従事者の状況

- ・ 現在、我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割(40歳未満は5%)と著しくアンバランスな状況。
- ・ 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要。
- ・ 青年新規就農者(定着ベース)を現在の年間1万人から2万人に倍増することにより、40代以下の農業従事者を、現在の20万人から10年後には40万人に拡大していくこととしている。

年齢階層別基幹的農業従事者数(平成25年)



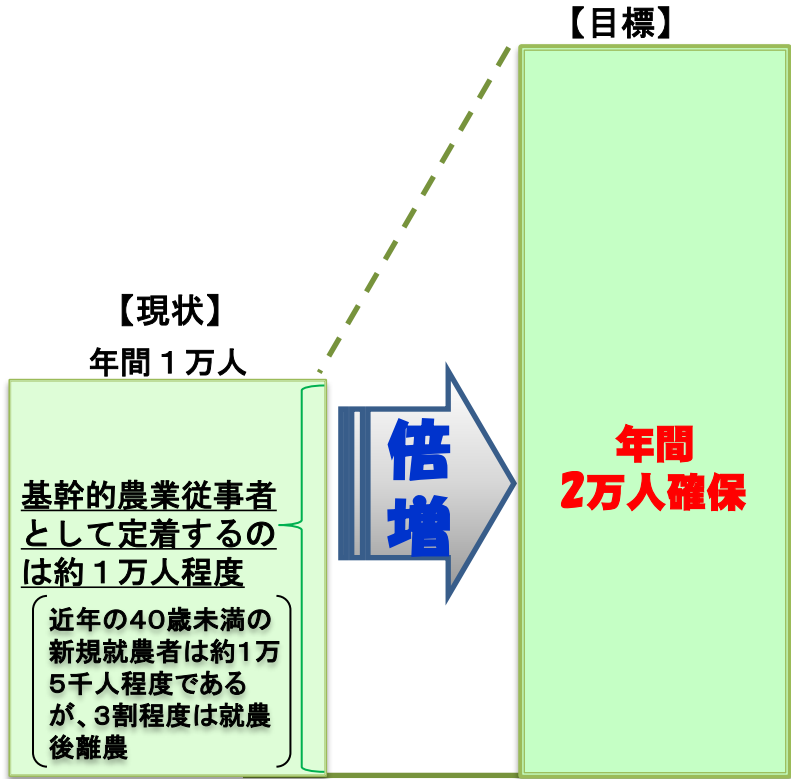
## 基幹的農業従事者の必要数

農業を維持するには、現在の半分程度(90万人前後)の基幹的農業従事者を確保することが必要

- 土地利用型作物 現在の1/4程度(30万人前後)
- 野菜・果樹等 現在と同程度(60万人前後)

20歳~65歳の年齢層で安定的に担うためには、毎年平均して2万人の青年新規就農者が必要。

## 青年新規就農者の確保目標



資料:農林水産省「農業構造動態調査」(組替集計)  
※基幹的農業従事者:農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

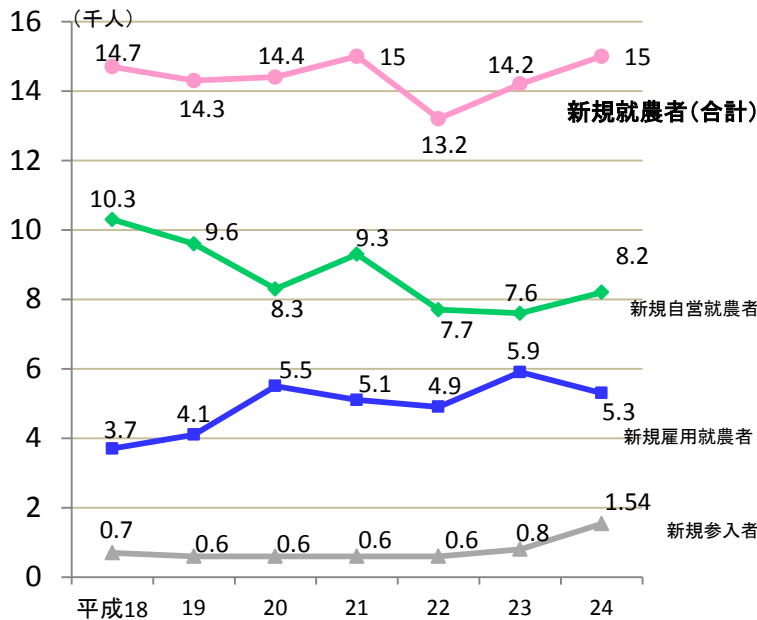
## 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂)抜粋

<目標> 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

# 青年新規就農者の動向と課題

- 40歳未満の新規就農者は、近年1万3千人～1万5千人で推移。このうち定着するのは1万人程度。
- 40歳未満の新規就農者のうち新規雇用就農者のシェアが増加しており、近年では約3～4割。
- 新規自営就農者、新規参入者ともに、「技術の習得」、「資金の確保」が大きな課題となっているほか、新規参入者にとっては、「農地の確保」も大きな課題。

就農形態別の新規就農者の動向  
(40歳未満)



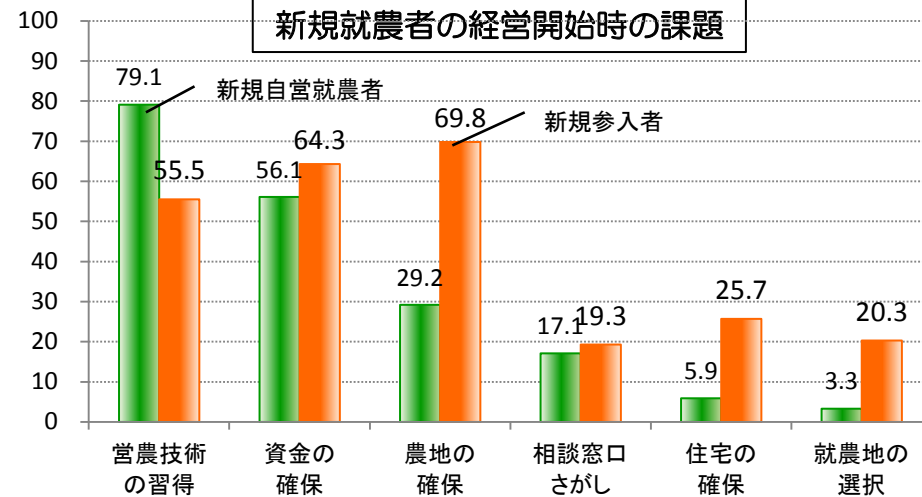
就農形態別の就業形態別シェア  
(40歳未満) (H24)



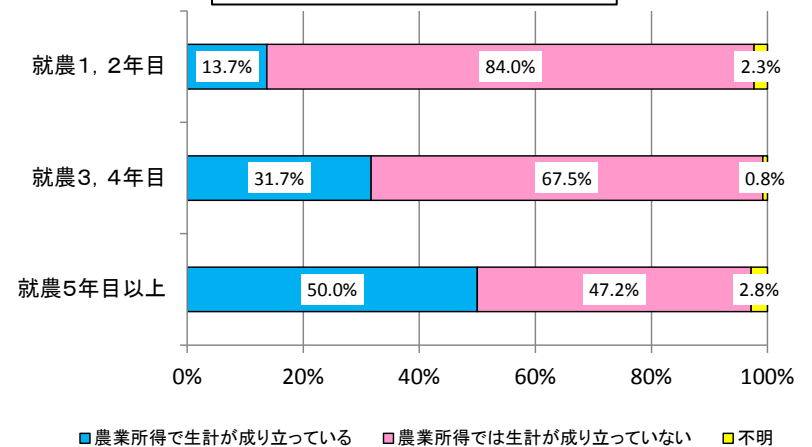
※自営就農者: 農家世帯員で、自家農業に就農した者  
 ※雇用就農者: 農業法人等に雇われる形で就農した者  
 ※新規参入者: 農家世帯員以外で就農した者

資料: 農林水産省「新規就農者調査」

新規就農者の経営開始時の課題



新規就農者の生計の状況



資料: 新規就農者の就業実態に関する調査結果  
(平成26年3月全国新規就農相談センター)

# 新規就農対策の全体像

26年度予算 新規就農・経営継承総合支援事業【218億円】

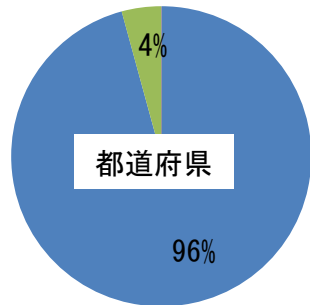
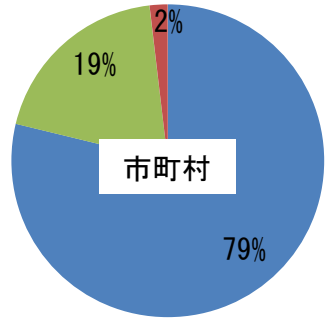
課題	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始	
		法人正職員としての就農	独立・自営就農
<b>所得の確保</b> 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保	<b>青年就農給付金(準備型) ①</b> (H24年度開始) ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、年間150万円を最長2年間給付 新規採択分：2,200人 / 年	<b>法人側に対して農の雇用事業 ③</b> (H24年度拡充) ・法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 新規採択分：4,500人 / 年	<b>青年就農給付金(経営開始型) ②</b> (H24年度開始) ・人・農地プランに位置付けられている原則45歳未満の認定新規就農者について、年間150万円を最長5年間給付 新規採択分：5,000人 / 年
<b>技術・経営力の習得</b>	<b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b> (H24年度開始)		<b>トッププロを目指す経営者育成のための助成</b> (H26年度開始)
<b>機械・施設の導入</b> 経営の複合化、多角化等に 必要な物を含む			青年等就農資金(無利子)【公庫】 経営体育成支援事業(融資残補助:補助率 3/10)
<b>農地の確保</b> 就農相談等	農地中間管理機構、就農しようとする市町村等とよく相談し、 ・農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地中間管理機構からの農地貸付

※これらの事業は、認定新規就農者(青年等就農計画の認定を受けた者)の認定を行う市町村、経営・技術指導を行う普及組織を有する都道府県と連携を図りながら、一体的に推進

# 施策の効果

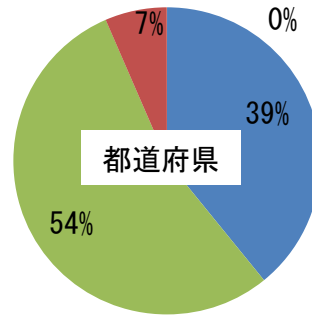
- ・ 都道府県・市町村を対象に本年8月に実施したアンケート調査結果によれば、
  - ① 市町村の8割、都道府県の9割が、新規就農者の確保に青年就農給付金や農の雇用事業が役立っていると回答
  - ② 市町村及び都道府県の9割が、青年就農給付金について次年度以後も継続すべきと回答
- ・ 青年就農給付金及び農の雇用事業による新規就農者の確保・育成に効果があるものと考えられ、今後もこれらの施策を一層促進していくことが重要。

新規就農者の確保に青年就農給付金(経営開始型)や農の雇用事業が役立っているか



- 役立った
- 変わらない
- 役立っていない

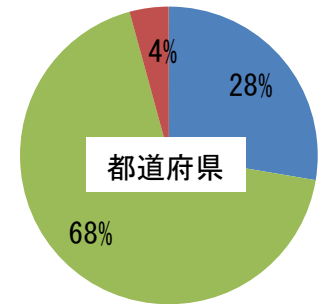
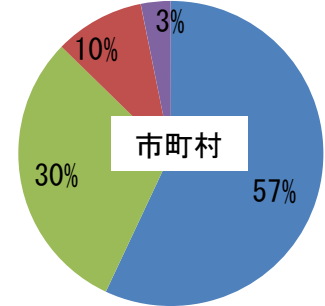
青年就農給付金(準備型)について、次年度以降も継続すべきか



- 現行制度のまま、継続すべき
- 一部改善し、継続すべき
- 抜本的に見直し、継続すべき
- 廃止すべき

資料: 青年就農給付金に関するアンケート調査結果  
(平成26年8月農林水産省)

青年就農給付金(経営開始型)について、次年度以降も継続すべきか



- 現行制度のまま、継続すべき
- 一部改善し、継続すべき
- 抜本的に見直し、継続すべき
- 廃止すべき

# 厚生労働省等との連携

- ・ 農林漁業への就業の一層の拡大・定着を促進するため、厚生労働省等との連携を強化。

## 農林漁業への就業間口を拡大

就業希望者に対して、農林漁業への就業施策等の情報が目に触れる機会を増やすため、ハローワーク等を活用

(例)

- ・ハローワークの農林漁業就職支援コーナーへの情報提供
- ・農林水産業の就業相談会の「新・農業人フェア」等においてハローワークと連携し、求職者に対して農業法人等の就職先を紹介
- ・総務省が新たに設置を検討している居住・就労・生活支援のためのワンストップ支援窓口への情報提供

## 農林漁業の就業を支援する厚生労働省の施策との連携を推進

就業希望者の農業法人等への定着を促進するため、厚生労働省の施策を活用

(例)

- ・雇用就農の際のミスマッチを防ぐため、農の雇用事業等に先立ってトライアル雇用制度を活用することを促進
- ・評価処遇制度等を導入した就業規則を作成した場合の助成措置の活用などにより、農業法人等の雇用環境の改善を推進

# 林業への新規就業支援策

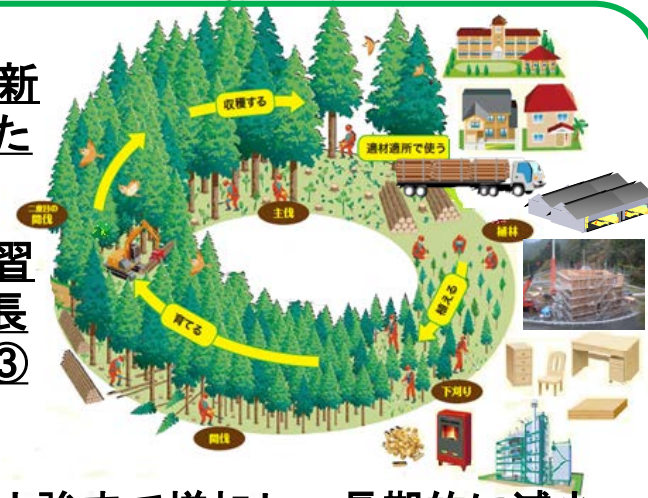


# 林業への新規就業支援策

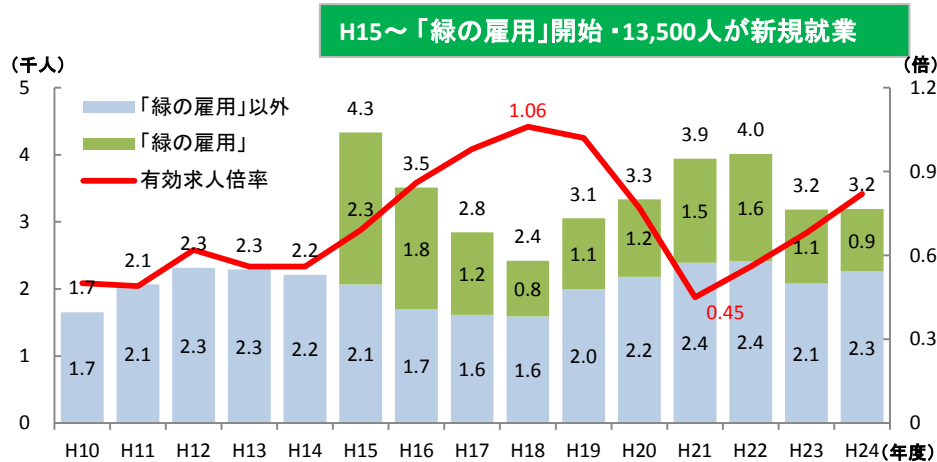
○平成15年度から「緑の雇用」事業を実施。森林組合等の林業事業者が新規就業者を雇用し研修を行う場合に、その費用として、研修生1人当たり月額9万円等を林業事業者に支援。

○事業開始当初は、1年間の研修への支援であったが、①高度な技術を習得させるためカリキュラムを充実するとともに研修期間を3年間に延長したほか、②現場管理責任者等の育成のためのキャリアアップ研修、③林業大学校等において林業就業を目指す青年への給付金（最大2年、150万円/年）の支給等の充実を図ってきているところ。

○この結果、新規就業者は、それまで年間2千人弱であったものが3千人強まで増加し、長期的に減少してきた林業従事者が5万人程度で下げ止まるとともに、35歳未満の若者が増加。今後も、これら事業を活用し、5万人の林業従事者の確保を図るとともに、平成32年度までに現場管理責任者等5千人程度を確保。

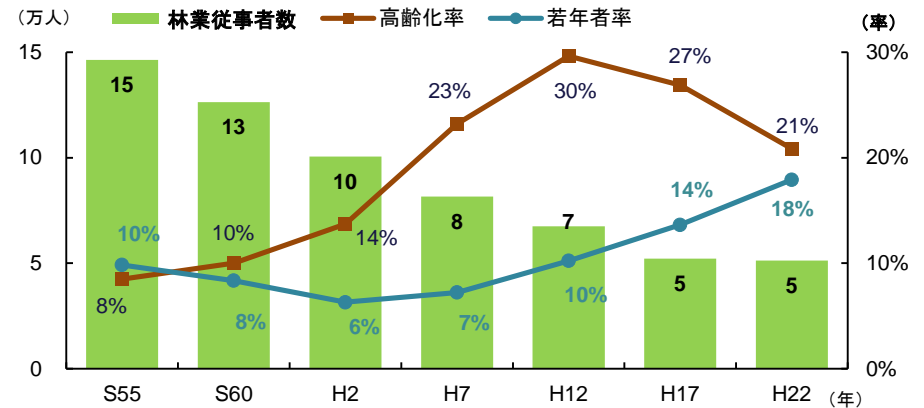


## □ 新規就業者の推移と有効求人倍率



資料：林野庁業務資料 注：有効求人倍率は厚生労働省「一般職業紹介状況」による全数の年度計。

## □ 林業従事者数、高齢化率、若年者率の推移



資料：総務省「国勢調査」  
注：高齢化率とは、従事者数に占める65歳以上の者の割合。若年者率とは、従事者数に占める35歳未満の者の割合。

○雇用管理の改善等を行う認定事業主(※1)に対し、新規就業者の研修費用等について、研修生1人当たり月額9万円等を助成。3年間のカリキュラムを整備し、集合研修とOJT研修(職場内研修)を実施。

○これまで、林業の成長産業化に向けて、現場管理責任者等へのキャリアアップ研修や高度な架線作業システム技能者の育成等研修内容の充実や、研修期間の延長(1年→3年)を行うとともに、林業大学校等で林業就業を目指す青年への給付金の支給(最大2年間150万円/年)を開始する等、事業の充実に努めてきているところ。

## □「緑の新規就業」総合支援対策

就業前  
↓  
就業後  
  
基本  
  
キャリアアップ

○緑の青年就業準備給付金事業  
→ 林業大学校等で林業就業を目指す青年への給付金の支給  
【最大2年間150万円/年】

○「緑の雇用」現場技能者育成対策事業  
→ 新規就業者を雇用し育成に取り組む林業事業体を支援  
【研修生1人当たり月額9万円等】

➢ 林業作業士(フォレストワーカー)研修  
(新規就業者等への3年間の基本的研修 ※2)

- ・チェーンソー伐木や高性能林業機械運転等業務の資格取得
- ・間伐や木材の搬出を安全・効率的に行うのに必要な知識・技術等の習得



➢ 現場管理責任者(フォレストリーダー)研修

- ・現場の効率的運営や管理に必要な知識・技術等の習得

➢ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修

※1 認定事業主:「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善や林業施業の機械化等の「改善計画」について都道府県知事の認定を受けた林業事業体

※2 集合研修と職場内研修(OJT研修)を組み合わせた3年間の研修を実施

	集合研修	OJT研修 ※助成月数
1年目	35日間	最大10か月
2年目	25日間	最大8か月
3年目	17日間	最大8か月



➢ 架線作業システム高度化技能者育成研修

- ・急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術・ノウハウを習得

➢ 森林作業道作設オペレーター育成強化研修

- ・森林作業道作設オペレーターとして必要な知識・技術等の習得

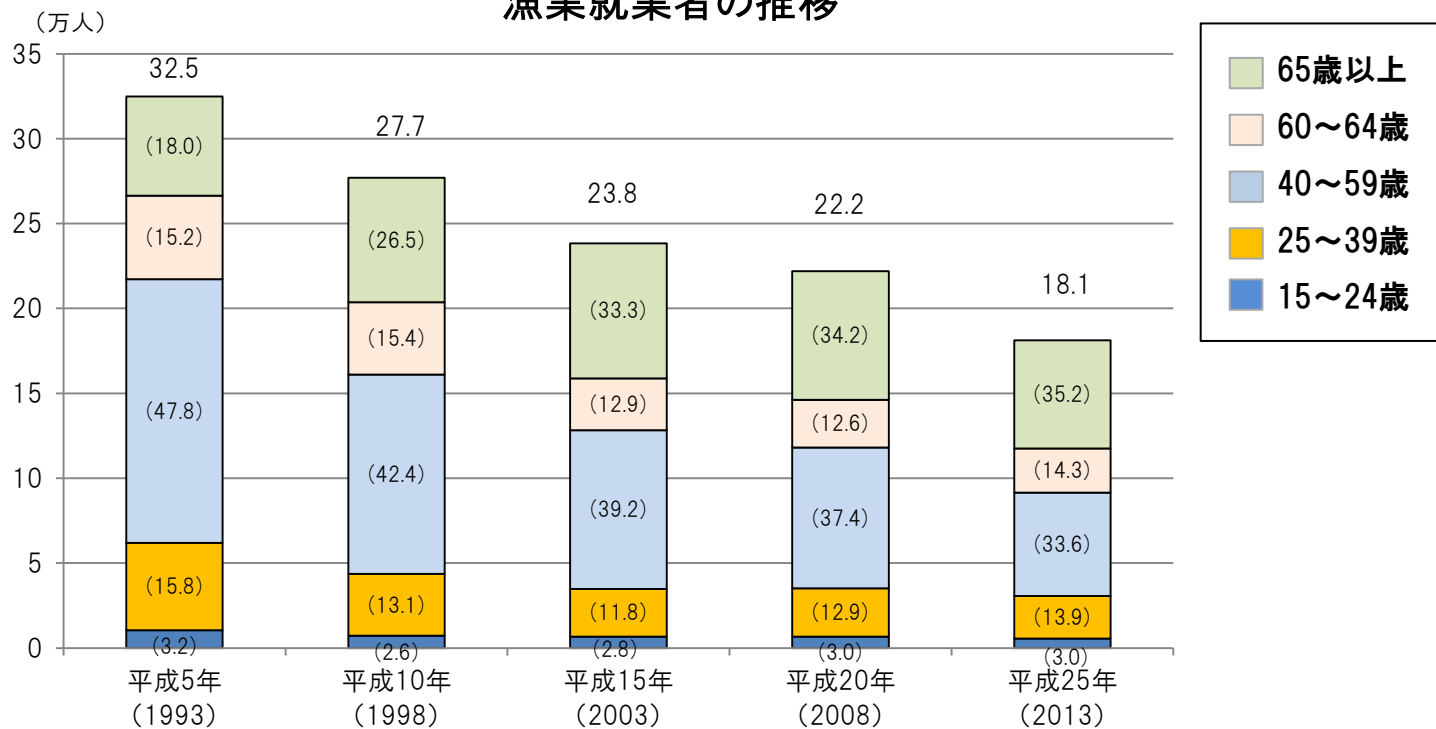


# 漁業への新規就業支援策

# 漁業就業者をめぐる現状と課題

- 漁業就業者数は年々減少しており、平成25年で約18.1万人。うち、60歳以上の就業者が49%、65歳以上が35%を占めており、高齢化が進行。
- このままでは、水産物の安定供給を始めとする水産業本来の役割を果たせなくなるとともに、漁村の地域コミュニティの活力低下が懸念される。また、円滑な世代交代、技術の承継に支障。
- このため、若くて意欲のある、未来の漁業の担い手を漁村地域に呼び込むことが必要。

## 漁業就業者の推移



資料: 農林水産省「漁業センサス」

注: 1) 「漁業就業者」とは満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者(養殖業も含む)。

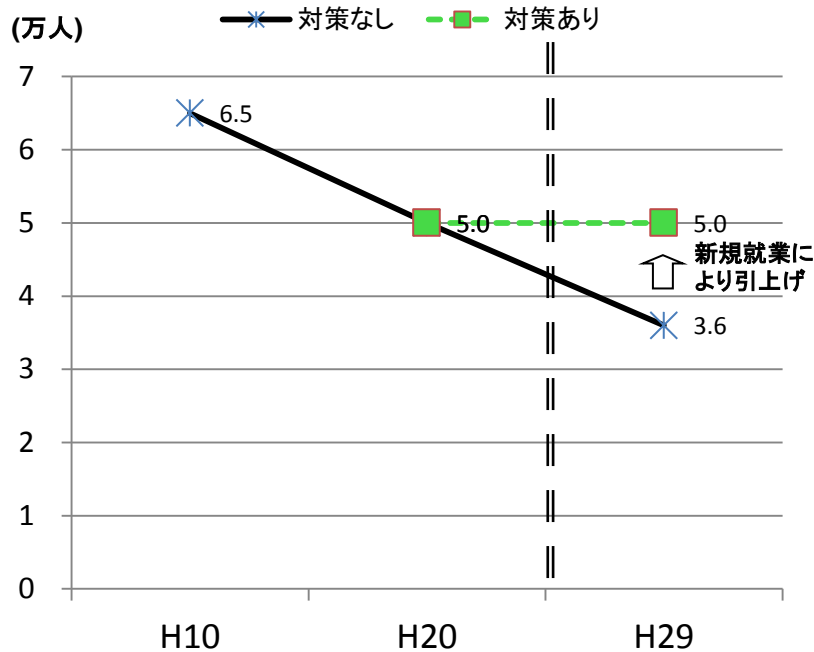
2) ( )内は漁業就業者の合計を100%とした構成割合(%)。

3) 平成20年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15年のセンサスとは連続しない。

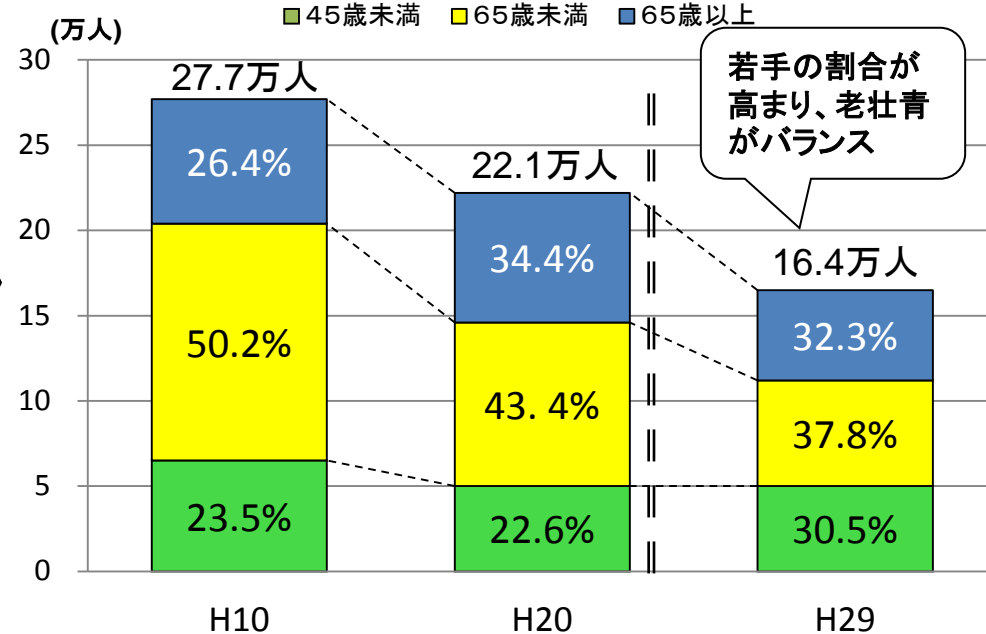
# 新規漁業就業者の確保の考え方（「活力ある生産構造」の確立）

- 地域コミュニティの維持・活性化や円滑な漁労技術の承継のためには、経験を有する指導者的ベテラン漁業者、漁業操業の中核を担う中堅漁業者、体力と新しい発想を持つ若手漁業者がバランスよく存在する「活力ある生産構造」が重要。
- 具体的には、将来を担う若手漁業者を毎年2千人以上確保していけば、漁業就業者数の全体としての減少の趨勢が続いても、平成29年度（水産基本計画の見直し時期）にはベテラン・中堅・若手のバランスの取れた「活力ある生産構造」が実現。

## 45歳未満の漁業就業者



## 活力ある生産構造 (H29)



(注) H10、H20のセンサスの結果から、H29の各年齢階層の趨勢値を算出し、各年度ごとに若手2000人が新規就業するものとして再計算。



# 新規漁業就業者総合支援事業とその効果

平成27年度概算要求額：835(566)百万円、平成25年度補正予算額：255百万円

## 就業準備

### 漁業の青年就業準備給付金

漁業への就業に向け、道県等の漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を給付。  
(150万円/年、最長2年)

### 漁業就業促進情報提供

- ・HPやパンフレットでの就業情報の提供
- ・各都道府県の就業相談窓口設置
- ・都市部や地方において、漁業就業のための座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催
- ・都市部や地方の漁業就業相談会において、就業希望者と漁村との面談(マッチング)を実施

## 就業・定着促進

### 長期研修支援

雇用型	幹部養成型	独立型
漁業経営体に雇用される研修生の指導者(主に法人)に、研修経費として、 月最大14.1万円を助成 (最長1年間)	遠洋沖合漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者(主に法人)に、研修経費として、 月最大18.8万円を助成 (最長2年間)	独立自営を目指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費として、 月最大28.2万円を助成 (最長3年間)
法人・正職員として就業		独立・自営就業

### 技術習得支援

漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の習得支援

## 事業の効果

- 近年、新規就業者数は、1,500~2,000人程度で推移しており、政策目標をほぼ達成。

※新規就業者数

平成21年 2,002人  
 平成22年 1,867人  
 平成23年 1,776人  
 平成24年 1,920人  
 平成25年 1,790人  
 (水産庁企画課調べ)

- 45歳未満の構成割合も上昇。

※45歳未満の割合

H15:21.3%→H25:23.2%

## 今後の方向性

「活力ある生産構造」を実現するため、関係省とも連携し、さらに効果的に事業を実施していくことが重要。